

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

規則	
○福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則	二二二
○福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則	二二三
告示	
○指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件二件	二二三
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件二件	二二三
○計量器の定期検査を実施する件	二二五
○土地改良区の定款の変更を認可した件	二二六
公告	
○随意契約の相手方を決定した件二件	二二六
福島県公安委員会	
○暴力追放運動推進センターの住所及び暴力追放事業を行う事務所の所在地の変更の届出があった件	二二六
福島県選挙管理委員会	
○不在者投票のできる施設として指定した件	二二六

規則

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十四号

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県給水施設等条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「六箇月ごとに、感染症（病原体がし尿に排せつされるものに限る。以下同じ。）の患者の有無について」を「一年ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県規則第三十五号

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

福島県土地改良法施行細則（平成十二年福島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項第十三号の次に次の四号を加える。
 - 十三の二 法第五十七条の九第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報通信環境整備事業の計画の認可の申請 情報通信環境整備計画認可申請書（様式第十三号の二）
 - 十三の三 法第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報通信環境整備事業計画の変更の認可の申請 情報通信環境整備計画変更認可申請書（様式第十三号の三）
 - 十三の四 法第五十七条の十二第二項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による連携管理保全事業の計画の認可の申請 連携管理保全計画認可申請書（様式第十三号の四）
 - 十三の五 法第五十七条の十三において準用する法第五十七条の十一第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による連携管理保全事業計画の変更の認可の申請 連携管理保全計画変更認可申請書（様式第十三号の五）
 - 第一条第一項第十四号の次に次の二号を加える。
 - 十四の二 法第七十一条の七において読み替えて適用する法第六十九条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による財産処分の方法の認可の申請 解散命令によって解散した土地改良区（土地改良区連合）の財産処分方法認可申請書（様式第十四号の二）
 - 十四の三 法第七十一条の七において読み替えて適用する法第七十一条（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による清算の認可の申請 解散命令によって解散した土地改良区（土地改良区連合）の清算認可申請書（様式第十四号の三）
 - 第一条第一項第十七号の次に次の二号を加える。
 - 十七の二 法第八十三条の二第二項の規定による土地改良区連合の解散の認可の申請 土地改良区連合の解散認可申請書（様式第十七号の二）
 - 十七の三 法第八十三条の二第三項の規定による土地改良区連合の権利義務の承継の認可の申請 土地改良区連合の権利義務承継認可申請書（様式第十七号の三）
- 様式第十三号の次に次の四様式を加える。

様式第13号の2 (第1条関係)

情報通信環境整備計画認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区（土地改良区連合）の名称

理事長の氏名

情報通信環境整備事業を行いたいので、土地改良法第57条の9第1項（土地改良法第84条において準用する同法第57条の9第1項）の規定により、下記の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 情報通信環境整備事業計画書
- 2 定款を変更する必要があるときは、変更後の定款
- 3 土地改良法第57条の9第1項の議決に係る総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第57条の9第2項において準用する同法第57条の4第3項の協議が調ったことを証する書面
- 5 情報通信環境整備事業への参加を予定する者の総数及びその内訳を記載した書面
- 6 情報通信環境整備事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 7 情報通信環境整備事業に要する経費の負担に関する事項及び当該事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
- 8 情報通信環境整備事業に係る業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 9 情報通信環境整備事業実施地域図

様式第13号の3 (第1条関係)

情報通信環境整備計画変更認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区（土地改良区連合）の名称

理事長の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号で認可のあった情報通信環境整備事業計画を変更したいので、土地改良法第57条の10（土地改良法第84条において準用する同法第57条の10）において準用する同法第57条の9第1項の規定により、下記の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 情報通信環境整備事業変更計画書
- 2 定款を変更する必要があるときは、変更後の定款
- 3 情報通信環境整備事業計画（以下「事業計画」という。）の変更の事由を記載した書面
- 4 事業計画変更に係る土地改良法第57条の10において準用する同法第57条の9第1項の議決に係る総会又は総代会の議事録の謄本
- 5 事業計画変更に係る土地改良法第57条の10において準用する同法第57条の4第3項の規定による協議が調ったことを証する書面
- 6 事業計画変更後に行う情報通信環境整備事業への参加を予定する者の総数及びその内訳を記載した書面
- 7 事業計画変更後に行う情報通信環境整備事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 8 事業計画変更後に行う情報通信環境整備事業に要する経費の負担に関する事項及び当該事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
- 9 事業計画変更後に行う情報通信環境整備事業に係る業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 10 事業計画変更後の情報通信環境整備事業実施地域図

様式第13号の4 (第1条関係)

連携管理保全計画認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区（土地改良区連合）の名称

理事長の氏名

連携管理保全事業を行いたいので、土地改良法第57条の11第1項（土地改良法第84条において準用する同法第57条の11第1項）の規定により、下記の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 連携管理保全事業計画書
- 2 定款を変更する必要があるときは、変更後の定款
- 3 土地改良法第57条の11第1項の議決に係る総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第57条の11第4項の規定により同法第57条の14第1項に規定する協議会又は同法第57条の11第4項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面
- 5 土地改良法第57条の11第3項第1号に掲げる事項を定める場合は、以下の(1)から(4)までの書面
 - (1) 当該連携管理保全事業への参加を予定する者の総数及びその内訳を記載した書面
 - (2) 当該連携管理保全事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
 - (3) 当該連携管理保全事業に要する経費の負担に関する事項及び当該事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
 - (4) 当該連携管理保全事業に係る業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 6 土地改良法第57条の11第3項第2号に掲げる事項を定める場合は、土地改良法施行規則第50条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書面

様式第13号の5（第1条関係）

連携管理保全計画変更認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区（土地改良区連合）の名称

理事長の氏名

年 月 日付け福島県指令 第 号で認可のあった連携管理保全事業計画を変更したいので、土地改良法第57条の13（土地改良法第84条において準用する同法第57条の13）において準用する同法第57条の11第1項の規定により、下記の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 変更後の連携管理保全事業計画書
- 2 定款を変更する必要があるときは、変更後の定款変更後の定款
- 3 事業計画変更に係る土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第1項の議決に係る総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 事業計画変更に係る土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第4項の規定により同法第57条の14第1項に規定する協議会又は同法第57条の11第4項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面
- 5 事業計画変更に係る土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第3項第1号に掲げる事項を定める場合は、以下の(1)から(4)までの書面
 - (1) 当該連携管理保全事業への参加を予定する者の総数及びその内訳を記載した書面
 - (2) 当該連携管理保全事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
 - (3) 当該連携管理保全事業に要する経費の負担に関する事項及び当該事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
 - (4) 当該連携管理保全事業に係る業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面
- 6 事業計画変更に係る土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第3項第2号に掲げる事項を定める場合は、土地改良法施行規則第50条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書面

様式第十四号の次に次の二様式を加える。

様式第14号の2 (第1条関係)

解散命令によって解散した土地改良区（土地改良区連合）
の財産処分方法認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区（土地改良区連合）の名称

清算人の氏名

(清算人全員の氏名を連記すること)

土地改良法第135条第1項の規定による解散命令（ 年 月 日付け 第
号）によって解散した 土地改良区（ 土地改良区連合）の財産処分の方
法を定めたので、土地改良法第71条の7（土地改良法第84条において準用する同法第71条
の7）の規定によって読み替えて適用する同法第69条第1項の規定により、下記の書類を
添えて認可を申請します。

記

- 1 貸借対照表
- 2 財産目録
- 3 財産処分の方法を記載した書面

備考 土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の土地改良法施行規則第25条の
2に規定する土地改良区にあつては、貸借対照表の提出は不要（土地改良法施行規則
第49条の2）。

様式第 14 号の 3 (第 1 条関係)

解散命令によって解散した土地改良区 (土地改良区連合)
の清算認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区 (土地改良区連合) の名称

清算人の氏名

(清算人全員の氏名を連記すること)

土地改良法第 135 条第 1 項の規定による解散命令 (年 月 日付け 第
号) によって解散した 土地改良区 (土地改良区連合) の清算事務が終
わったので、土地改良法第 71 条の 7 (土地改良法第 84 条において準用する同法第 71 条の
7) の規定によって読み替えて適用する同法第 71 条の規定により、下記の決算報告書を添
えて認可を申請します。

記

- 1 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額
- 2 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 3 残余財産の額 (支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産
の額)

備考

- 1 上記 1、2 については、適切な項目に細分することができる (土地改良法施行規則
第 49 条の 4 第 1 項柱書)。
- 2 上記 3 については、「残余財産の引渡しを完了した日」を注記すること (土地改良
法施行規則第 49 条の 4 第 2 項)。

様式第十七号の次に次の二様式を加える。

様式第17号の2 (第1条関係)

土地改良区連合の解散認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区連合の名称

理事長の氏名

土地改良法第83条の2第1項の規定により、土地改良区連合を解散したいので、同条第2項の規定により、下記の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに土地改良区連合の所属土地改良区がなくなったことを証する書面
- 2 土地改良法第83条の2第2項の議決に係る総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 土地改良法第41条第1項の規定により債権者の同意を要するときは、その同意があったことを証する書面又はその同意が得られない場合はその事由を記載した書面

様式第17号の3 (第1条関係)

土地改良区連合の権利義務承継認可申請書

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区の名称

理事長の氏名

土地改良法第83条の2第1項の規定により、土地改良区連合の権利義務を承継
したいので、同条第3項の規定により、下記の書類を添えて認可を申請します。

記

- 1 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに土地改良区連合の所属土地改良
区がなくなったことを証する書面
- 2 変更後の定款
- 3 土地改良法第83条の2第3項の議決に係る総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第41条第1項の規定により債権者の同意を要するときは、その同意があつ
たことを証する書面又はその同意が得られない場合はその事由を記載した書面

様式第三十四号及び様式第三十五号中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県土地改良法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県土地改良法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

(農村計画課)

告 示

福島県告示第三百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の支出に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。

令和八年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
TOPPAN株式会社
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都台東区台東一丁目五番一号
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日
令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
福島県避難市町村家賃等支援事業助成金の給付
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(避難者生活支援課)

福島県告示第三百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。

令和八年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目二番二号
株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目五番五号

KDDI株式会社 東京都港区高輪二丁目二十一番一号 THE LINK PILL

L A R I N O R T H

楽天ベイメント株式会社 東京都港区港南二丁目十六番五号

株式会社セブーンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八

株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一十一号

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号

指定公金事務取扱者を指定した日
令和六年十一月一日

指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
納入通知書によるキャッシュレス決済等収入

指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

指定公金事務取扱者に委託した日
令和八年四月一日

(出納総務課)

福島県告示第三百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年五月二十二日から同年九月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール郡山 福島県郡山市日和田町字小原一番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社日和田ショッピングモール
代表者の氏名 代表取締役 山菅 貴史
住所 福島県郡山市日和田町字古館二十九
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 イオン東北株式会社
代表者の氏名 代表取締役 西垣 幸則
住所 秋田県秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
ほかの小売業者は未定

三 大規模小売店舗の新設をする日
令和九年一月十二日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四万七千三百平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三千五百九十台

2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 五百五十台

3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 四百八十一・五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 二百・五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前七時
(二) 閉店時刻 翌午前一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から翌午前一時三十分まで
一部、二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 六箇所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

七 届出年月日
令和八年五月十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年五月二十二日から同年九月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び広野町政策企画課に備え置いて縦覧に供する。

政課及び広野町政策企画課に備え置いて縦覧に供する。
令和八年五月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂福島広野店 福島県双葉郡広野町大字下北迫字新町百二十九番十一ほか
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社薬王堂

代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社薬王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号

三 大規模小売店舗の新設をする日
令和九年一月十二日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百三十九平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 四十七台

2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 八台

3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 三十二平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前七時
(二) 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 一箇所
- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和八年五月十一日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年五月二十二日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査
福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡会津美里町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月二三日 午後一時三〇分から 午後四時まで	新鶴生涯学習センター
		六月二四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	会津美里町役場 本庁舎
		六月二五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	会津美里町役場 本郷支所
同 郡昭和村		七月一日 午後一時三〇分から 午後四時まで	昭和村公民館
同 郡金山町		七月二日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	金山町横田出張所

同 郡三島町	同	七月三日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	三島町役場
耶麻郡西会津町	同	七月七日 午前一一時から 午前一二時まで	旧西会津町役場 庁舎
河沼郡柳津町	同	同 午後二時から 午後四時まで	柳津町役場
同 郡会津坂下町	同	七月八日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	会津坂下町役場 東分庁舎
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	七月九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後二時三〇分まで	同
		七月一〇日から八月七日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第70号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡会津美里町、同郡三島町、同郡金山町及び同郡昭和村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から令和八年四月三日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十三日認可した。

令和八年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

公 告

公告第113号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるシステム運用保守点検業務（流総）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
システム運用保守点検業務（流総） 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
- 随意契約に係る契約金額
81,290,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（土木総務課）

公告第114号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福

島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和8年5月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
タミフルドライシロップ3% 30g（瓶）備蓄用 15,520瓶
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
47,460,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（入札用度課）

福島県公安委員会告示第48号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、次の指定団体から当該指定団体の住所及び暴力追放事業を行う事務所の所在地の変更について届出があった。

令和8年5月22日

福島県公安委員会委員長 高橋 良行

- 指定団体
公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター
- 届出事項

変更内容	変更前	変更後
住所	福島県福島市中町8番2号	福島県福島市舟場町2番1号
暴力追放事業を行う事務所の所在地	福島県福島市中町8番2号	福島県福島市舟場町2番1号

- 変更年月日
令和8年1月13日

（組織犯罪対策課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百零七条又は第一百零八条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和八年四月二十三日次のとおり指定した。

令和八年五月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田 良洋

施設の名称	施設の所在地
社会福祉法人五彩会 地域密着型特別養護老人ホーム パライソサンクス	いわき市鹿島町久保字山崎二一五